



ココを伝えたい！

介護サービスの利用にはまず申請を！



介護サービスが必要になった場合には、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。介護保険サービスを利用するまでの流れについてご紹介します。

①申請

地域包括支援センター（保健センター内）または役場保健衛生課に申請書を提出します。申請できるのはご本人、ご家族ですが居宅介護支援事業所等に依頼することもできます。

●申請に必要なもの

- ・ 65歳以上の方「介護保険被保険者証」
- ・ 40歳以上64歳以下の方「健康保険受給資格情報が確認できるもの」（資格確認書、旧保険証等）

②訪問調査・主治医の意見書

地域包括支援センター職員等がご家庭等を訪問し、心身の状態や生活、家族・居住環境などについてお聞きします。また、かかりつけの医師に傷病や心身の状況、介護に関する意見を求めます。

③介護認定審査会による審査判定

訪問調査の結果や主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。介護認定審査会は比企広域市町村圏組合で行っています。

④認定結果通知

認定結果通知とともに介護保険被保険者証と負担割合証を交付します。

⑤介護サービス計画（ケアプラン）の作成

「要介護」と認定され、自宅でサービスを使いたい方は居宅介護支援事業所に、施設入所をご希望の方は介護保険施設に連絡し、「要支援」と認定された方は地域包括支援センターに連絡し、担当ケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

⑥サービスの利用

ケアプランに基づいてサービスを利用します。利用にあたって費用の1～3割を自己負担します。

⑦更新・変更

認定には有効期間があります。介護の必要性に変化がない場合は「更新申請」、必要性に変化があれば有効期間終了を待たずに「区分変更申請」ができます。

時々、「今は介護サービスは必要ないけれど何かあった時のために申請したい。」というご相談を受けます。要介護認定は申請時の状況で審査判定を行いますので、あらかじめ要介護認定を受けていた方でも、サービスが必要になった時に、心身の状況が変化している場合は、介護度の見直しの申請が必要となります。そのため、介護サービスの利用が必要になった時に申請していただくようお願いしています。

今回のポイント①はココ！

何かあった時のために認定を受けるのではなく、何かがないように介護予防に取り組みましょう！ただ、ご本人だけでなくご家族の状況の変化で介護サービスが必要になる場合もあり、ケースバイケースですので、**何かお困りのこと、心配なことがありましたらご家族で抱え込まずに地域包括支援センターにご相談ください。**

★次回は「介護保険以外の高齢者福祉事業」についてご紹介します。この記事に関する、ご意見・ご感想をお待ちしております。

保健衛生課介護保険担当 ☎82-1777
東秩父村地域包括支援センター ☎82-1116



今回のポイント②はココ！

1月の介護予防事業

- てんとうむしクラブ
7日（火） 14日（火） 21日（火） 午後1時30分～午後3時 保健センター
- わしのカフェ
9日（木） 音楽療法 脳トレ 午前10時～正午 和紙の里研修会館
- いきいきサロン Next
20日（月） おんがくの集い 午後1時30分～午後3時 高齢者生きがいセンター

